

変更箇所	新	旧
P2, 6行目	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日策定、令和3年8月25日更新）、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年8月6日策定、令和3年5月28日更新）	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日策定、令和3年2月2日更新）、文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年8月6日策定）
P3, 2の2ポツ目	・発熱、咳、喉の痛み、全身倦怠感など感染が疑われる場合、自宅待機とし、 早めに医療機関を受診させ、医療機関の指示に従い対応する。夜間、休日等医療機関をすぐに受診できない場合は、自治体の相談窓口の指示に従い対応する。 この場合、出欠の扱いは、各教育機関の学則に従う。	・発熱、咳、喉の痛み、全身倦怠感など感染が疑われる場合、まず、自宅待機とし、休養するよう指示する。その後、自治体の相談窓口や医療機関の指示に従い対応する。この場合、出欠の扱いは、各教育機関の学則に従う。
P3, 2の4ポツ目	・同居人が感染者と疑われる場合は、 同居人がPCR検査を受け、感染の疑いが払拭されるまでは自宅待機を原則とし、詳細は各校の規定に従う。	・同居人が感染者と疑われる場合は、感染の疑いが払拭されるまでは自宅待機を原則とし、詳細は各校の規定に従う。
P3, 2の6ポツ目	・ マスクは、入手が困難である場合を除き、不織布マスクを着用させる。	なし
P3, 3の(1)の③	③ 授業中は、 適切な空調設備を活用した常時換気又は教室の複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底すること。	③ 授業中は、教室の複数の窓を同時に開け、こまめな換気に努める。
P4, 3の(2)の④	④ 定期的に、テーブル、椅子の背もたれ、 電話機やテレビのリモコンなど不特定多数で触るものなど必要な箇所を消毒する。	④ 定期的に、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を消毒する。
P4, 3の(4)	喫煙室については、原則として利用を禁止する。 図書室、自習室、休憩室、などの共有スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられるため、次のことに留意するが、場合によっては共有スペースの使用を禁止する。	図書室、自習室、休憩室、喫煙室などの共有スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられるため、次のことに留意するが、場合によっては共有スペースの使用を禁止する。
P5, 4の(2)	① 共用場所については、適切な空調設備を活用した常時換気又は複数の窓を同時に開け、こまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を徹底すること。 ② 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。 ③ 共用場所においては、適切な装着方法でマスクを常時着用すること。また、大声や長時間の会話を控えること。	なし

P5, 4の (3)	③ 共用トイレの利用が避けられない場合、該当者の利用後は、便器、洗面、トイレトーパーホルダー、ドアノブ等の消毒を行う。複数の共用トイレがある場合は、感染者用にそのうちの1つを専有化すること。	③ 共用トイレの利用が避けられない場合、該当者の利用後は、便器、洗面、トイレトーパーホルダー、ドアノブ等の消毒を行う。
P7, 7	<p>7、検査のさらなる活用・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から、学生、教職員の毎日の健康状態を把握すること ・体調が悪い場合には、登校・出勤せず、自宅療養するルールを徹底すること ・登校後、出勤後に少しでも体調が悪い学生、教職員が見出された場合や学生、教職員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その者に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施すること(ただし、本人が自費による PCR 検査を受検する場合は、この限りではない) ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、医療機関にて PCR 検査等を速やかに受けさせること ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 <ol style="list-style-type: none"> ① 可能な限り、連携医療機関を定めること ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること。 ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf (令和3年6月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf (令和3年8月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)</p>	
P8の1	<p>1、感染が判明した場合の対応</p> <p>教育機関は、感染者本人の症状や接触履歴などの状況を把握した上で、受診先の医療機関、および本国の家族との連絡体制を速やかに整える。</p>	<p>1、感染が判明した場合の対応</p> <p>教育機関は、感染者本人の症状や接触履歴などの状況を把握した上で、受診先の医療機関、および本国の家族との連絡体制を速やかに整える。</p>

また、地方自治体や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者（感染者との濃厚接触の可能性のある学生、教職員）の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、授業の継続、施設の消毒等については、地方自治体や保健所の指示に従い、確実に実施する。

教育機関はまた、感染者のプライバシーに配慮するとともに、マスメディア等への対応をどうするかを定めておく。

なお、感染が判明したものの保健所の指示を受けるのに時間を要する場合、濃厚接触者等の候補者を、保健所の指示が受けられるまで自宅待機とすること。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する学生及び教職員をとします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

また、地方自治体や保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者（感染者との濃厚接触の可能性のある学生、教職員）の人数、症状、対応状況等を迅速に報告するとともに、授業の継続、施設の消毒等については、地方自治体や保健所の指示に従い、確実に実施する。

教育機関はまた、感染者のプライバシーに配慮するとともに、マスメディア等への対応をどうするかを定めておく。

	<p>※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。</p> <p>②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等(感染者と同一の学級の学生等) ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等 ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等(感染者と同一の寮で生活する学生等) ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等 	
P9の2	<p>2、オンライン授業への切替、臨時休校の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの状況に該当し、クラス内で感染が広がっている可能性が高い場合、オンライン授業への切替又はクラス閉鎖を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①同一のクラスにおいて感染ルートが不明な複数の学生等の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④その他、設置者が必要と判断した場合 <p>(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業への切替又はクラス閉鎖の期間は、原則として、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、学生等への影響等を踏まえて判断する。ただし、学生等の不安が払拭されない場合、オンライン授業の継続やハイブリッド授業を妨げるものではない。 	なし